

元海軍軍屬未復員者調查票

家族の承知されてゐる情況

帰還者からの情報（自衛隊の方では本場にて等々情報者を個人に對するこゝと、自分の國としてはたゞに等々情報者を個人に對するこゝと、）

戶照齊

死 歿 者 調 査

本 籍 地

現 住 所

所 属 部 隊

入 國 年 月

官 等 級

内地渡出 出 発 年 月 日

退 却 到 着 年 月 日

死 亡 年 月 日

死 亡 年 月 日

死 亡 年 月 日

死 亡 年 月 日

死 亡 年 月 日

死 亡 年 月 日

姓名 (生年月日)

入 隊 年 月 日

兵 隊 名 昭和九年八月廿一日 (香久丸便本)

マニラ港 昭和九年九月一日

マニラ港 昭和九年九月一日

昭和九年三月

マニラ港

昭和九年三月

昭和九年四月一日

マニラ港

西曆一千九百二十三年
癸亥年十二月二十三日

答 復 函

現本
往經
所地

石之合

所屬部隊
氏名

警署設
入府移設

三十一

卷一

(一) 本局督八區隊長又八區秘書拔者等二於今吳池方傳員局人江紀長紀

通報三
非
大
下
陽
山
九
壬
ノ
ノ
ノ
付
配
取
入

仁要任
下土官
兵一付
記觀

包府以人爲陸他府以紅身強二府才毛昭敬不

知有子以二於世
人乃與之共其
地力以爲之

白何人言一四手引示知名女品取一名雷點標三和手方之世後

外主
冬行
今

20

英雄方復與局人聯袂登程

死歿者調書

木籍地	現住所	所屬部隊	入團月日	等	内地港島出	外	勤務の概要	死病又ハ受傷	病名又ハ受傷部位	死病又ハ受傷時
	同右		昭和九年月日	級	内地港島出	外	飛行機整備	昭和二十年四月二日	全身	昭和二十年四月二日
			役種	年氏	内地港島上	外				
			兵種	番号						

(17-11)

死亡年月日 昭和二十一年四月二日 刻
死亡時の状況 受傷入院直ぐに死亡

右之通り承知してなますから申告致します

昭和二十一年三月十五日

等級陸軍中尉 氏名

申告者の			申告
入籍番号	本籍地	現住所	所属部隊
		同右	比島派遣隊 第五七部隊

備考

一 本調書は死没者の身上関係一切を處理するものであるから慎重に且つ詳細に記入して下さい

二 他人から聞いて承知した事項は他の参考となるべき資料はその旨末尾餘白に記入して下さい

福井縣

127-10

戰死證明書

本籍

右ノ者以島カリメシノ戦斗ニ於テ戦死セリ
ト証明ス

昭和二十一年一月十一日

保証人

子月日生

保証人

子月日生

右合

保証人

子月日生

21.7.15 公惠

附錄

魂

略
登

生年 月 日
本籍地
家族子一

廣西三海鹽五作部現地探用工員調查

萬善堂藥房主理人 謹啟

212

[illegible]

昭和十一年五月三十一日

申告	現住所	現住所ニ在リ	國等級	陸軍水兵
有氏	所屬部隊		入籍番號	
氏	石			

備考

- (一) 本調査ハ部隊長又ハ残務取扱者等ニ於テ吳地方役員局人事部長宛通報ニシテト認ムルモノニ付記載ス。
- (二) 吳鎮在籍ノ特務士官准士官下士官共ニ付記載ス。
- (三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス。
- (四) 知得シル範圍ニ於テ出来得限リ詳細ニ記載ス。
- (五) 他人ヨリ聞テ承知シタル事項ハ各當該欄ニ相手方ヲ記載ス。
- (六) 送付先

吳市

吳地方役員局人事部長宛

[illegible]

[illegible]

氏は三十一時程、敵の巨艦隊（舊敵）に思っていたが此の部隊は又一時を止
 体とした混成部隊であつた。

●「陸少尉」に於し攻撃の焦點を向け遊撃が展開された。然し四月四日「ダラカ」陣地破れ生存者は電探山の●部隊本部に合同以後新・空軍陣地に率り四月二十八日航空兵陣地より軍人工員一五〇〇名「マモン」山に移動其の後四散した。

四個終戦後牧野所で一帯であつた水俣、
（ロレビドール型を、
出身町（海防）の置

蕭
琴
名
被氏
名
吳
傳
萬
住
廣

形	三十一	餘
卷	水	
級		
氏		
名		
吳		
傳		
萬		
住		
廣		

五言古詩

金野老

鍾復人、南面方面、廣務、豐瑞班、一役人
一役就、在外郎、關玄班、吳復人
新邊世、富山世、大坂世、和歌山世

1567

第三百三十三號軍工作部親地孫周工員調書

15 1940

21-9-15 云英

[illegible]

278

本籍

理

所屬

人蘭年

虛等句

內地禁烟

辨別

子

卷之六

卷之四

卷名

東坡(時地)人

聖學

右中

名

本籍

現往

5. 10. 1954

234

備考

- (一) 本朝書ハ都府長公府勢権者等 其地方復興等人事却長不通過
スル者 責任者 知得シテ之ヲ一應ニ付記ス
- (二) 異議在籍ノ持務者 遺失者 下官共ニ付記ス
- (三) 同府縣人ハ勿論 他府縣出身者ニ對シテモ 記ス
- (四) 知得シテ範圍於テ出来得ル限 詳細ニ記ス
- (五) 他人ノ闕キテ承知シテ事項ハ 右記欄ニ相テ方ニ記ス

1

福興、月日、...

本
罪

總分	100
及格	60
不及格	40

附錄

氏 名

香 飲

即死 二〇・四・六 一九〇頃

リニラリニク 海軍東無應地ニ於テ
右大膽 行首貫銀創 海陸内ニテ
死セ

二、本人ノ在職期間毎ニ切紙ニスルノ
三、情況説明ニハ出来レバ略述ソク加ヘルコトヲ

55 250 22

附

瑞
惡

時
羅

生年
月
日
本籍
地
現
住
處
一
家
族
名
一

第三海軍工作部現地探用土員調書

2500 1/2

全縣全

金史

探
用
前

螺用年月日

繪新日緒

戰
區
別
水
費
區
日

場	場
---	---

主 治

三

皇天之外，希有

費

—

10

廣西通志卷之五十五
職官志
職官志

(一) 无因



發

豫省三藩重慶附 監校十九年十二月 壬午日（微用）

卷之五

光緒二十一年四月七日

死一

卷之六

100

[Faint handwritten text, possibly "D..."]

（續卷之三）

卷之六

18

(古平調)

17240